



Title	札幌郊外地区(手稲)の政治意識調査(2) : II 戦後手稲における「政治」(1)
Author(s)	小川, 晃一; OGAWA, KOICHI; 荒木, 俊夫 他
Description	研究ノート
Citation	北大法学論集, 21(4), 170-194
Issue Date	1971-03
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/27911
Type	departmental bulletin paper
File Information	21(4)_P170-194.pdf



札幌郊外地区(手稲)の政治意識調査 (2)

Ⅱ 戦後手稲における「政治」(1)

(共同研究 代表・小川 晃

(執筆者) 荒木 俊夫

目次

- 一 初代民選村長
- 二 三菱手稲鉱山の閉山と中学校独立問題
- 三 二六年村長選挙
- 四 町制施行をめぐる争い(以上本号)
- 五 手稲農協の分裂
- 六 町議会選挙の諸様相
- 七 産業政策の展開
- 八 区画整理事業の挫折
- 九 札幌市との合併
- 一〇 自民党支部結成と道議会選挙

一 初代民選村長

昭和二年四月五日、いわゆる四大選挙のトップを切って、戦後初の市町村長選挙が全国一斉に行なわれた。この時、手稲村における初代の民選村長となったA氏(当時四三才)は、これ以後、四二年三月一日に手稲町が札幌市と合併するまでの二〇年間の長期にわたって町(村)長として、手稲における政治、行政のリーダーシップをにぎってきた。戦後、手稲の△政治史▽は、A氏のリーダーシップとそれをめぐる諸々のグループの協力、対抗として展開されてきたという側面が少なくない。A村長が誕生する背景と経緯を注目する所以である。

この時の村長選挙では、A氏以外の候補が立たず、結局、無所属として立候補した彼が無投票で初代民選村長に選ばれた。全道二七三市町村のうち、手稲村のように無投票で首長が決まったところは、およそ四分の一の六四町村であり、投票の結果、最高得票者が法定当選得票数に達せず決選投票にもちこまれたところは八カ町村である。当選した市町村長を党派別にみると無所属が圧倒的に多く九割強の二四九名であり、政党所属は自由党七名、社会党六名、民主党四名、日本農民党四名、国民協同党三名にすぎなかった。

他方この市町村長選挙と同時に行なわれた北海道長官選挙は、

政党による激烈な争いとなった。この年の選挙には、いづれも立候補に際しては公職適否の資格審査を必要としたが、北海道庁長官に立候補するものとして、この審査を受けたのは、十五名と多数にのぼった。その後、各党の調整が進み、結局、選挙は進歩党公認の有馬英二、自由党、国民協同党共同推薦の苦米地英俊、社会党公認で共産党を始め各労働組合の推薦を受けた田中敏文、日本農民党の支援を受ける無所属の長谷長次、その他岩佐初(民主主義愛国党)、佐茂南蔵(無所属)の六名によって争われることになった。選挙の結果、社会党公認の田中が三八四、七七〇票、得票率三四・三%を獲得し第一位となったが、道府制第七四条の規定による「有効投票総数の八分の三以上」に達しなかったため、次点有馬との決選投票を行なうこととなった。決選投票に際しては、共産党はもとよりさきに長谷(得票率一一・〇%)を支持した日本農民党が田中を推薦し、これに対し自由党は「恩讐を越えて」民主党と提携し、有馬を支援した。さきに自由党と共に苦米地を推薦した国民協同党は「黨員の政治的良識に基づいて自由に行動されたい」との声明を発し、帰趨を明確にしなかったが、戦いは保守・革新の伯仲した対決となった。結局、五五五、八六一票得

票率五三・八⁽³⁾を得た田中が、四七六、七二七票の有馬を破り、道庁林政部の一係長であった三十七才の少壮官吏が初の公選長官となった。⁽⁴⁾手稲村における田中候補の得票率は、第一次投票の際には三・八四%、決選投票の際は五七・八%と、いずれも全道平均よりも四%ほど高かった。手稲村における社会党得票率の高さは、その後あいついで行なわれた衆議院選挙(四月二〇日)、道議会選挙(四月三〇日)においても同様にみられる。すなわち、衆議院選挙においては、手稲村が含まれる北海道一区での社会党の得票率が二三・四%であったのに対し、手稲村では三六・八%、道議会選挙においては、手稲村が含まれる石狩支庁選挙区では三〇・〇%であったのに対し、手稲村では四六・三%である。村レベルの選挙は別にして、北海道あるいは、全国レベルの選挙に関する限り、手稲村は革新^ナな村であったといえよう。

もとよりA氏の無競争当選は自然の成行きではなかった。彼自身が述べるところによると、彼の立候補には△村の有志▽の推薦があり、「他に出たい人もいたらしいが、村の有志がおさえたらしい」。彼の出馬には△村の有志▽のかなり一致したあとおしがあつた。

しかし、△村の有志▽全てが、最初から、一致して彼を推してい

たわけではなかった。農業技術員として派遣され、一〇年間ほど在村していたB氏は一部の人により、村長候補と目されていた。当時、四十才位であったB氏は、戦時中翼壯年団の手稲村副団長であり、また手稲振興連盟を組織し、その会長として村の壮青年層の組織のリーダーであった。振興連盟の副会長は、富丘に製油工場を経営し、村で最も古い家柄のC氏である。彼は昭和一五年三〇才の若さで父のあとを受け村会議員となり、B氏と同じく翼壯年団の副団長にもなった。事務局長には、役場の書記であり、昭和二年五月から助役になったD氏がなっていた。彼らによれば、「連盟」の会員は、各部落の中堅どころ一五〇名から二〇〇名位であった。B氏はこれらの活動を通じ、農家はもとより、非農家の人々、特に壮・青年層に対して大きな人望をもっていたという。それは「もし、彼が村長に立候補し、A氏と争うようなことになったら、A氏の方が負けていたかもしれない」程であった。もっともB氏の影響力がどの程度全村的なものであったかという点では疑問がある。インタヴューの時点において、特に上手稲の方には、彼の名前を記憶している人はほとんどいなかった。ともかく、この壮・青年層のアクティヴ(三〇才前後の人、一二、三三人)によって、彼は村長候補者として推薦されることになった。

「翼壯関係の人」が彼を訪れて立候補を勧めたが、本人はそれを固辞したといわれる。

その後、村長候補者をしぼる八村の有志Vたちの会合がもたれることになった。村会議員が中心となり、各部落からの有力者が二、三〇人手稲神社に会合をもち、「第二、第三候補者はつくらない」ということを前提に、候補者の銓衡を行なった。ここでA氏が第一候補に推挙されることになった。この会合の中から数人が「使者」として選ばれ、彼らがA氏を訪問し、出馬を要請した。この会合は、上手稲の各部落からも有力者が集まり、かなり全村的なものであったが、開催は軽川を中心にした下手稲のよびかけによってなされた。このような会合の性格からみて、当然出席を考えられるA氏自身が、この会合に出席していないことからしても、この会合以前にさらに小さな規模と、いっそうインフォーマルな形で、A氏を候補とする話が進められていたと推定出来るが、それがどのような人たちによってなされたかは、確認出来ない。

当時、下手稲には、「進昭会」という軽川を中心にする有力商人からなるインフォーマルなグループがあった。これは、大正の末、当時軽川の経済をにぎっていた実力者によってつくられたものであったが、今日もなお存続している。会員は当初より一〇名に限

定され、会員の死亡の際には、多くの場合子がその代に新会員となり、新会員になるには、会員全員の同意が必要であるという。毎月一回、夕食会のため集まり、会費を積み立てては旅行をするという親睦団体でもあるが、同時に商業組合や消防団の役員の割振りなどを始め、「村のもめごとを調整」する機能をはたしていた。つまり、この会のメンバーは、商業に関係する領域のみならず、もっと広い範囲にわたる村の問題をとりしきる実力を有していた。

昭和一五年当時あった軽川商業組合(組合員数四九名)の役員八名(理事長一名、常任理事一名、理事三名、監事三名)のうち一名を除き、すべてこの会の会員であった。また昭和一九年にこの軽川商業組合を改組してつくられた手稲村配給統制組合(会員二八名)には、この会のメンバー六人の氏名がみられるが、組合員の出資口数の資料によると、出資口数の多い上位九名までのうちには、組合員であるこの会の人たち六名すべてが入っている。さらに、ほとんど(九名)が昭二二年以前の村会議員の経歴をもっており、戦後、村議会内で議長が選ばれることになってから、三人の議長が交代したが、そのいずれもこの会のメンバーであった。前述のC氏も、またA氏もこの会のメンバーであった。この会が会としてまとまってA氏擁立に動いたとはいえないが、この会の

メンバーの多くがA氏擁立の中心にいたと推定される。会のメンバーのうち最も年長者であり、戦争直後の初代村会議長が、A氏擁立に最も熱心であったといわれ、上述した候補選考の「有志」の会合の「使者」の一人としてA氏を訪問したのも彼であった。

この会合の中でA氏以外の候補の名前が挙げられたかどうかは確認出来ない。しかし、A氏が村長立候補のために公職適否の資格審査を行なおうとした時、それ以前に村役場に資格審査の申請をしていた人が二人いた。共に上手稲の人であり、農業関係の人であった。明治一八年生まれ、当時六二才であったE氏は畜産技術の開発については北海道における先駆者の一人として著名であり、盛時においては、二三町歩、四〇頭の乳牛専門の牧場の経営を行ない、酪農関係を中心とするその活動の範囲は、手稲一村を越え、全道的なものであった。手稲村内においても、昭和一一年に創立された上手稲産乳組合の初代組合長、手稲村産業組合、手稲信用購買販売利用組合（昭和九年創立）の昭和一八年当時の組合長、その後、昭和一九年この組合と手稲村農会の統合によって設立された手稲農業会の初代会長等主として農業の団体の最高責任の職についていたが、村政に深く関与することは少なかった。他の一人、当時五八才のF氏は、大正二年手稲村産業組合の理事、

E氏が組合長の昭和一八年当時の副組合長であり、戦後は地主層を代表する農地委員等、農業団体の役員として活動していたが、同時に、大正一一年に早くも村会議員となり、それ以後、二四年間、議員の職にあり、村議うちの最長老であった。F氏の友人によれば「彼自身では、村長立候補の意思があったかもしれないが、当時彼を推す人はほとんどいなかった」という。いずれにせよ、少なくとも先の「村の有志」からなる候補者選考の会合では、A氏以外の候補者を推す強い動きはほとんどなかったと考えられる。

A氏の家は、先代が明治三〇年に富山県より軽川に移住し、そこで商業に従事し、手稲において最も古い商店の一つであり、大正時代においても、軽川の商人の中で有力な地位を占めていた。A氏自身も昭和一一年三才で村会議員となり、また軽川の商業関係の団体の中で常に最も有力な地位を占めていた。昭和一五年の軽川商業組合の常任理事であり、昭和一九年、軽川商業組合が手稲村配給統制組合に改組された時、三名の理事のうちの一人であった（理事長には、当時の村長のG氏になった）。配給統制組合は、戦後二二年一月まで続いたが、彼は戦後にはその専務理事となり、続いて統制組合の後を受けて出来た手稲商工業協同組合の

理事長となっていた。

これらの活動の中で示された「彼の手腕、力量は、村全体の人が誰しも認めるところであった」。どうして「村の有志」におされたかという質問に対し、彼自身は、戦後の食糧難の折、統制組合専務理事として村民の食糧確保に努力し、いく分でも村の食糧事情を緩和することに寄与したことが、皆さんの印象にあったかもしれないと答えている。

当時、食糧問題によってひき起された社会的危機状況は、「政治の端境期とも謂うべき当面の政情不安定下に於いて食糧確保を繞る国民の本能的苦悩、焦燥の姿を如実に反映して政府今後の急速な施策に多少なりとも資せん」として内務省警保局が提出した文書（昭和二十一年五月九日）「食糧危機の実情と問題点」に生々描かれている。

食糧は、正に危機寸前である。……各地に暴動の前兆ともいふべき事態が現れている。只一般の国民が煽動に躍らないのは日本人の自制心のみが支えているに過ぎない。……

生産地に於いては、強権反対から延いて供出回避の運動熾烈となる。今や供出されたる政府米の搬出すら政府の意に任ぜず、都市には欠配反対の運動が起る。……政治面では、只抽象

的な政策に日をつぶしている。一日の猶予は、一日の危殆を増すのみである。官僚の当面の仕事には限度がある。……

警察は頑張っている。多少の世の批難を押しても横流の防止と幽霊人口の整理、隠匿物資の摘発等最大の努力をして居る。今後も続行する。然し警察の力には限度がある。……

中央の背景なき地方官吏は、窮地に立って居る。それは生産地も消費地も同じである。県民と全同胞とを如何に救うかの真の板挟みである。少くとも政府に於いてこの責任を採らざる以上、各府県が孤立することは明瞭であり、この俛で行けば恐らく各町村各部落が孤立して遂には、食糧を通じて国家形体は破壊せられるであらう。……

そして配給遅延の窮迫に陥って危険の尖鋭化する地方として、東京、神奈川、北海道、青森、山梨の五つを挙げ、それぞれの配給実態を報告している。

北海道についてみれば、三月から六月までの需給推算として七〇万石の需要に対し、道内自給が一二万七千石にすぎず、差引不足五万七千石のうち従来の県産米移入実績を確保し得るとして、毎月約七万五千石の絶対不足が見込まれるとしている。さらに、上記五つの都県のうちでさえも最もひどい北海道の欠配状況を述べ、

四月中は、一応賄い得るも、五月中旬以降については全く見込立たず、一般の消費者は相次ぐ欠配によつて最早備蓄食糧、物交物資生活資金等殆んど涸渇し、弾力性は、今後全く發揮し得ると思われず、治安上著しく憂慮せられて居り、唯頼込は県産米の移入促進と輸入米米麦等の速やかなる開放によるのみである。

と、暗澹たる見通しで結んでいる。

手稲村の場合には、一般村民の食糧確保に加えて、三菱鉱山手稲営業所で使役されていたおよそ四〇〇家族の朝鮮労働者に対する食糧調達の仕事があった。日本敗戦と同時にいわば戦勝国となつた国民に対する食糧確保は、三菱鉱山(株)の重大な責務となつたが、戦後の経済の混乱の中で、米を確保するルートを知らない三菱鉱山(株)に代つて、統制組合専務理事としてA氏は、日本軍の隠たれ物資や三菱金属(株)に銭函で急ぎよ製造させた塩等をもつて、それと交換に米、その他の食糧の調達に奔走したという。

昭和二〇年度(二〇・四・一〜二一・三・三)手稲村配給組合第二回事業報告書にもその一端が語られている。

本期初期ニ於テハ未ダ空襲激化ノ一途ヲタドリ、何時一切ヲ遺憾ニ帰セセモ計ラザル状況下ニアリシタメ可及的仕入ヲ抑制

ン商品滞溜ヲ避ケソノ損失ヲ、最少限ニ止メント意図セルタメ共同仕入事業ニ於テハ緊急ノ要スルモノノミニ止メタリ、随ツテ業況ハ不振ナリシモ終戦後経済界ハ急激ニ変動シソノ方向ヲ見出スニ苦慮スルノ状態ニテ一層苦境ニ入ルヲ予想サレタルガ十月中旬頃ヨリ順次商品ノ出廻リヲ見、且ツ軍放出物資ノ着ニヨリ取扱量ノ増加トナリ業績ノ立直リヲ見タリ

其ノ間食糧事情ノ逼迫ハ餓死者ヲサヘ予想サルル状況ニ鑑ミ青果物、魚類等極力他村ヨリノ流入ニ努力シ營國ノ主食ニ対シ本組合ハ副食物ノ配給ニ万全ヲ期シ兎モ角本期末迄ハ規正量ヲ上廻ル努力ヲ致シタリ尚組合員ヨリ収スベキ賦金×年×期分×式千八百九拾円ヲ賦課スル予定ナリシモ業績向上ヲ見込ミ一期分ヲ徴収スルノミニテ二期三期分ヲ免除セリ

その「家柄」と「業績」によりほぼ全村的な支持を背景にした出馬依頼を受けたA氏には、初代民選村長への抱負があった。彼自身の語るところによれば、「二級町村であった手稲は、いくじのないところであった。村長は、命令され奉公として来ていたわけだ、村長はこしかけで、へたに動けば左遷されるので、だぼらを吹いて適当にやっていた。そんな様子をみて若い時にはせつしやくわんしていた。」

例えば、彼は次のようなエピソードを語ってくれた。昭和一六、

一七年の頃、石狩支庁長から村に対して手稲も一級町村になってもいいのではないかの諮問があり、それが村会で議論されたことがあった。当時、石狩管内では、石狩、当別も一級町村になっていたが、二級町村であった手稲は、村長も自分達で選べないばかりか、予算案も村議会にかけられる前に支庁長の承認が必要とされてきたから、村議会ではほとんど修正がなされなかった。時折修正の意見が議会にでも、そのような案は支庁で承認しないだろうという話がでてほとんどつぶされてしまう。だから村政にはほとんど民意が反映させられることは出来なかった。このように二級町村のふがいなさを痛感していたA氏は支庁長諮問に勇躍し、ただちに一級町村を申請すべきことを村会の中で主張した。一級町村になるとこれまでと違って地方費の補助を受けず、また村長、書記の給料、旅費も村で負担しなければならなくなるが、その経費は計算すれば、一万円程これまでより多くなるにすぎない。当時の村の人口は一万人と少しあったから、住民一人当り一円これまでより多い村税を負担するにすぎない。その程度の負担には、一級町村になることによって得られる利益を比べたらの数ではないという見解を述べた。ところがこの意見は、長老議員たちから反対をうけた。村税の負担をいくらかでも軽減するこ

とに努めるということが村民からわれわれに課せられた責務である。それを一円の負担ぐらい多くなくてもかまわないとはなにごとかというおしかりであった。結局、彼はこの問題では少数で孤立し、手稲村は一級町村に昇格する機会を戦後にいたるまでついに持つことが出来なかったという。

地方首長、参議院、衆議院と三つの選挙が終り、四月三〇日、戦後、最初の地方議会選挙が全国一斉に行なわれた。二級町村であった手稲の場合、村会議員の任期は二九年であったが、戦時の非常時とあって、昭和一五年選出の議員が改選されなまま戦後に至っていた。この戦後、最初の村会議員選挙には定員二六名に対し、三八名の立候補があり、それ以後行なわれた四回の議会選挙を含めて最も競争率の高い選挙となった。(なお、明らかに労働組合を基盤に立候補したとみなされる候補者も数名いたが、いずれも無所属であった。)とはいえ、選挙が激戦であったかどうかはまた別問題である。一三の地区ごとに立候補者数と当選者数を見ると手稲鉱山のある金山地区と市街地の軽川地区を除き、他の一地区は、候補者数が一人ないし二人であり、しかも、これらの候補者はほとんど全員当選している。戦前はもちろん、戦後にもみられる「議員は部落代表」という特徴については、二二年選挙

も例外ではなかった。軽川地区からは一名の候補者が出ていたが、そのうち九名が当選している。金山地区からの候補者二名はすべて手稲鉱山の職員ないし労働者であったが、そのうち当選したのは、僅か三名であったから、全体の競争率の高さは、もっぱらこの地区の候補者の乱立に基因しているといえる。

候補者の職業についてみると農民が二三名、地元の商(工)業者が五名、その他が二〇名であるが、農民一人の例外を除き、農民・商工業者全員が当選している。しかし、このことは、昭和二〇年の産業人口の構成比では、農業人口が五六・八%であったから、農民の過剰代表であるとはいえない。

当選した議員を年令別にみると三〇代が最も多く一一名、四〇代が六名、五〇代が九名である。昭和一五年選出議員すべての年令を確認出来ないが、この議会選挙においてかなりの「若返り」がなされたと推定される。しかし、このことは戦前、戦時中の村議が全体として別のタイプの村議に変わったというを必ずしも意味しない。立候補した三八名のうち戦時中の旧議員が六名、旧議員の子弟が二名おり、さらに、旧議員が選挙における支出責任者等になって文書に明記された限りでも彼らとつながりがある候補が五名である。そして、これら一三名は全員当選となった。つ

まり、議員の年令の若返りにもかかわらず、その人的つながりに関する限り、戦後の議会は戦前、戦時中の議会の継続の面が強いといえよう。

二 三菱手稲鉱山の閉山と中学校独立問題

戦後のすべての地方自治体がそうであったように、手稲村の緊急の問題は、食糧問題であり、六三制問題であったが、手稲村の場合には、それらに加えて三菱手稲鉱山の閉山という特殊な問題をかかえこんだ。

三菱鉱業手稲鉱業所は、昭和一〇年二月に金採山事業のため創業され、やがて本道随一といわれる五万トンプランの採鉱場が設置され、昭和一四年から一六年にかけて、月産六万トンの産出をみるにいたり、我が国有数の鉱山にかぞえられていた。鉱山のある金山地区には、社宅が続々と建設され、それに伴い学校、郵便局、巡査派出所が設置され、さらには劇場もたち、一市街地を形成するまでになった。その影響は、軽川地区にも及び、鉱山従業員を相手とする飲食店、料理屋なども多くなったという。既述したように、当時の村役場職員の談によると、二〇年には村民の

半数ほどが鉱山のある金山地区に居住していたとされる。二一年にも金山地区の居住者は四、九〇〇人で、全村民の四〇%にも及んでいた。しかし、この鉱山は戦時中の乱掘による埋藏量の枯渇のため、昭和二年春頃から事業は、縮少の一途をたどり、二四年に太平鉱業手稲鉱業所となって引継がれ、従業員も僅かに五〇名足らずになってしまふ。⁽⁶⁾

盛時の鉱山は、村税の六割までも納めていたといわれる程であったから、閉山が村財政に与える打撃は大きかった。村長を始め県命に閉山阻止運動を展開する。二四年八月一〇日付の手稲村報でA村長は次のように述べている。

昨年(二三年)九月全村民の署名を得て、運動を開始した手稲鉱山復興対策は、その後猛烈な運動の結果、この程、漸く、北海道庁の機械貸与が決定し、四〇〇米のボーリングが着手される事になり、一方、鉱山側においても既に二〇〇米のボーリングを施行中だが、更に二〇〇と四〇〇の二本を着手する事になり、結果、判明に多少の日時を要するとは申せ、復興に非常に力強い足取りを見せる事になったのは、何と云って喜ばしい事でしょう。⁽⁷⁾

しかし、この運動も大規模な縮少をくいとめることは出来な

った。以後、A村長はこの鉱山事業縮少による人口の急激をいかに回復していくかに腐心することになる。二年九月に国鉄が鉱山住宅五〇棟を買収し、それを富丘地区に移設し、それを職員住宅としていたが、A村長もこの鉱山住宅の利用を考えた。

鉱山復興に関連して運動して居った栄町と滝見町にある住宅(元鉱山従事員の住宅)が七月一三日の道議会で職員住宅に買上げる事が議決され、八月そうそう一七六戸の家族持ちと八〇名の独身者の移転して来る事が決まりました。周囲の世情や交通の便が良くなり、居心地の良い村となれば、更に一〇〇戸なり二〇〇戸なりの増築が考慮されているので、今回の職員住宅転用をキッカケとして、此の地方の住宅地化が急速に進展するものと考えます。私といたしましても、是非村民の皆様のご協力で鉱山縮少で減った人口を是の地帯や山の手の地味の良くない所へ住家を誘引して、人口を増し、且つ附近を果樹や蔬菜の栽培地として農家との併立を実現して行きたいと考えて居ります。

この住宅買上げのための道庁への働きかけが、別稿で詳述するように社会党手稲支部結成の経緯において一つの役割をはたすことになる。

× × ×

昭和二年度より、実施された六・三制の中心課題は、新制中学校の設置にあった。文部省の「新学校制度実施準備の案内」には、中学校は「独立校舎を持ち、専任の校長及び教職員を置くこと」となっていたが、地方負担によってこれに伴う財政問題を解決することなどはほとんど不可能な状態であった。したがって、六・三制予算の全額国庫負担が要望され、当時文部省は、校舎建築費を含む五〇億の予算を要求したが、種々の経緯を経て、国庫負担額は僅か七億に削減された。中学校設置の財政的負担はすべて地方にしわよせられ、六・三制の「血涙史」が全国各地で展開され、市町村長、議員のリコールや辞職が相ついで発生した。⁽⁸⁾

手稲村においても、村長を中心とする一村一校案と、星置、上手稲小学校など従来の高等科併置学校地区の独立中学校設置案とが、激しく対立し、ついには村会議員のおよそ半数の一二名が辞職するという事件にまで発展した。

昭和二二年六月の臨時村議会は、A村長提出の「手稲中学校を軽川小学校に併置し、上手稲及び星置小学校に分校を併置する」議案、つまり一村一校案を可決した。ついて同年一〇月の議会で手稲中学校の独立校舎建築に伴う起債（金額二四一、三〇〇円）

を議決し、国道にそって村のほぼ中央にあたる富丘の高台に石狩支庁管内で最初のものと自慢される中学校校舎の建築に着手した。A氏によれば、この時、上手稲、星置の両小学校に併置された中学校分校は、当分の間という条件であり、新築される手稲中学の独立校舎に、両分校の生徒を収用出来るようになる段階で併置をやめ、本校一つにするという話し合いになっていたという。ところが二年後の二四年にその計画を発表したのをきっかけに、両併置校通学区の父兄を中心に反対の声がおり、さらには、分校をそれぞれ独立校にする運動が展開されるにいたった。二四年三月二日には星置分校を独立させる請願が星置校通学区内（星置、山口、金山、稲穂の一部）の住民父兄から、次いで翌二二日には、上手稲分校を独立させる請願が、その通学区（平和、福井、西野、宮の沢）の住民父兄から、それぞれ議会で提出された。星置区域からの請願は、生徒が「北風雪を交えて石狩原野の吹き荒ぶ中を、或いはまた、暴風雷雨を冒して六軒或いは八軒に及ぶ遠距離を行く」ことの危険と困難を挙げ、星置中学を独立校として、「ここ三年乃至五年は無理をしまして校舎の新築をしないで、富ヶ丘中学校建設中、星置二百名の生徒を収容する教室の費用をその（星置中学の）内容充実に廻す」ことを

要望している。上手稲区域からの請願は、分校制度が学校運営に及ぼす弊害と独立することにより教員の定員増により教員の充実がはかられることを挙げ、「一部の者は、本校にすれば経費が著しく増大すると誤り考えおるようですが、その考えは分校のままにして置けば不十分な設備のまま低調な教育で事足りるという教育の機会均等の立場から断じて黙許できない誤まった思想の上で立っております。又法規の上からいっても三学級以上あれば独立校として認められることになっております」と独立校を強力に主張している。両請願には、それぞれの通学区域に該当する地区から出ている議員二名がすべて、それぞれの紹介議員となっていた。手稲中学は、昭和二年度の発足当初には、本校、分校あわせて生徒数三八〇名、一〇学級にすぎなかったが、昭和二四年度には、六三〇名と四割以上生徒数が増加してはいたが、このことは分校を独立校にする理由には挙げられてはいなかった。

これらの請願に対し、今度は逆に四月一八日に手稲中学完成促進同盟の名で、本校通学区域の父兄より、一村一校方針をあくまで貫き、手稲中学の施設、設備を一日も早く完成すべきであるとする陳情書が議会に提出された。それは「教育内容の充実は一三学級二〇人の教育者により、完全なる学科担任教授がなされて可

能となり、ここにはじめて、新学制実施の目的と合致し得るのである」とし、村内に三校の独立中学が出来た場合の学級数の不足から来る教育効果の低下、加えて三校にそれぞれ独立校舎が必要になった場合、その新築のための財政負担の増大を挙げ、分校独立に真向から反対している。この陳情書の紹介議員にはいずれも軽川から出ている三議員がなっている。これらの請願、陳情について四月一九日村議会では、分校通学地域(金山、曇屋、山口、平和、福井、西野、栗宮の沢)から出ている議員と本校通学地域(軽川、富兵、前田)から出ている議員との二派に分かれ、激しい議論が展開されたが、妥協点を見いだせずついに採択となった。秘密投票の結果、一村一校案が二票差で多数を占めた。議会閉会后、敗れた議員たちは、直ちに「星置校、上手稲校を独立校にして欲しい」という村民多数の意志をすら踏み破り、その請願の採択すら拒否の態度に出でんとし多数(一一、対一三)を以て拒否を強行したるは我々議事人として甚だ遺憾に堪えず茲に村氏の意志を尊重すると共に、その責任を痛感し辞職を以てその意志を表明する。」として、二名の議員の連署の上議員の辞意を表明するに至った。ここに連署した一議員によればこの辞職決意は、最初から考えられていたものでなく、むしろ事前の票よみから勝てると思っていたのが、一名の『裏

切』で逆転したことについての忿懣も動機となったという。議会で採択にやぶれた後も、当分の間両地区の住民の運動はおさまらなかつた。四月三日には、手稲中学上手稲分校下の住民大会が開かれ、「校下住民の総意により、上手稲中学校の独立を急速強力に推進する」ことを決議し、上手稲中学校独立促進委員会を結成し、運動をもり上げた。これに対し、村長はあくまで一校方針をつらぬくべく、各分校独立を要求する各地区ごとの八、九カ所の集会所にそれぞれの地区住民を集め、県命の説得活動を行なつた。他方村議会議長は、辞職議員それぞれに対し辞職申し入れは、受理出来ない旨の通告を出し、次のような書簡を送付している。

陳者去月一九日貴外一名御連署による村會議員辭職届は、事の重大なるに鑑み、慎重熟慮仕り御真意は了承仕り候共御辭職を許可するは適當ならずとの確信を得るに至り……。

申すまでもなく、村議会の使命は村民の負託を受けたる議員諸氏が村民の意を体して議事に臨むは勿論ながらその結論としては、議員多数の意見を尊重採択して、理事者に対し為政の方針を示すに在りと存じ候今回紛議を醸したる新制中学校問題の如きも各議員がその責任を重んずるに急なりしたための附随的事件であつて、一人の悪意ある者なかりしを確信いたし候唯小生

不敏にして、議事の運用に昏く徒に困惑に陥れたる責任を痛感いたし候

村政の困難は寧ろ今後に在りと存じ候お互に議政を論ずるの
は当然ながら小異を捨て大同に就き郷党の利害を超克して手稲
全村の福利増進に御活躍あらんことを期待仕り候と共に自らを
戒慎するの言といたし候。(添点筆者)

さらに、「郷党の利害を超克」すべく、村長、議長を中心に辞職議員を出している地区の長老達に対する説得工作がなされた。A氏によれば、「長老達、あんたたちがさわぐので村議連は、このま
まおめおめ帰れなくなる」というものであつた。五月二日には
議長は次のような書簡を長老たちにあて、彼らを自宅に招き、事
態の收拾をはかつてゐる。

……只今村内においては、新制中学校問題に端を發し、村議
會議員二名が連名で職を辞したい旨の願書が出されたり、議
会解散を要求する署名運動が起きたり物情騒然たるものが御座
います。

この問題の取扱を誤りますと村将来のためにも、重大な影響
を与えると考えられますので、日夜解決のため奔走は致してお
りますが、更に膝を交えて有力なる貴下の御意見を拝聴し希く
ば御助力をも得て有終の美を得度いと存じ有志会を開催するこ

と致しました。⁽¹⁰⁾

招かれたのは、上手稲地区から六名、山口、星置地区から四名に加え、軽川、稲穂から三名計一三名であり、そのうち一名は元村会議員であった。

結局、辞表提出した一議員によれば、これらの長老たちの仲だちで、村理事者たちとの間で時期をみて独立するという約束をとりつけ、また当人たちも未だ独立する時期でないかもしれないとの判断もあり、辞職を撤回することになった。

この事件後もなお両分校を独立校とする運動がつづけられた。昭和二六年七月一八日両分校を独立中学にしてほしい旨の陳情が再び議会に提出されている。

昭和二七年一月全国の市町村に公選の教育委員会が設置されることになり、学校施設・設備の拡充に関する計画と提案は、教育委員会の所管事項となった。一〇月五日の市町村教育委員の選挙においては、手稲においては定数四名に対し、九名の立候補があり激しい選挙となった。北海道全体では一五市、二六三町村のうち三割の三市、八〇町においては、立候補者が委員定数を越えないため無投票となった。投票が行われた市町村においても、定数四名に対し、立候補者数の平均は六名に満たなかった。投票率も全

道平均六〇・六％に対し、手稲町の場合は七五・七％とかなり高率であった。町の九つの投票区ごとに投票率をみると、中学本校通学区に該当する投票区では投票率が低く、逆に分校通学区に該当する投票区の投票率は、金山地区一つを例外として高かった。当選した四名のうち一名の婦人委員を除き、他の三名はいずれも、分校通学区から立候補した人たちであった。議会選出の一名の委員は、本校通学区の議員になった。この教育委員会は、分校独立に積極的な態度をうちだし、一月一日に開かれた第一回の委員会でも早くも、上手稲分校を独立校にすることを議決した。ちなみに、二七年度の中学生徒数は六五一名で、二四年度生徒数より増加しているわけではなく、むしろわずかながら減少さえしていた。

三 二六年村長選挙

手稲における二六年の第二回村長選挙は、戦後の村(町)長選挙のうちでも最も激しい選挙戦となった。再度立候補したA氏の対立候補は、官選の元手稲村長であったG氏である。G氏は昭和一六年浦臼村長を退任後、手稲村長に就任し、二〇年四月まで手稲に在任し、その後、戦後公職追放になるまでの数カ月風連村長の

職にあった。二二年村長時代になじみのある手稲に移住し、小樽の水産物関係の会社に通勤していたが、二五年一月に追放が解除になった。G氏自らが語るところによると、彼の出馬の動機になったのは、租税問題における手稲の古くからの有力者層の不公平な態度に対する反発であったという。「村の有力地主は、自分達の負担する税の軽減ということをたえず考えており、議員になるのもその為であった。このようなことをよそよりも強くしたので村の中で反発する人も多かった。私と懇意な人の間では、けしからんということがよく話題になっていた。彼によればこれは、村の有力者達が手稲の札幌への合併に消極的な理由でもあった。「すでに戦前から手稲と札幌との統合の問題があつたにもかかわらず、手稲として独立していることの方が、有力者の税務所への接近がより容易になるというので、彼らはこれに反対であつた。二六年度の選挙の時も自分は札幌との合併を主張したが、A氏はまだその時期ではない、第一札幌が受け入れないだろうと反対した。」

選挙における対立は、同時に戦時中G氏の村長時代に彼とA氏との間に生じた多くの確執の再現でもあつた。昭和十一年以来村会議員であつたA氏は、一七年、札幌に居住しているということ

統制物資の配給問題で商人層を代表するA氏と村長G氏は対立した。G氏は統制物資を商業組合の手を経ないで、鉱山の協同組合、農業団体に直接渡すべきだと考えた。「商人をたな上げにしても鉱山と農民を保護すべきだ」とするこのやり方は、A氏を始めとする村の商人の大きな抵抗を受けたという。

G氏の村長立候補の意志をきき、これを支持した一人は、G氏と同じ元官選村長の経歴をもつH氏であつた。H氏は敗戦まで幌加内村の村長をやっていたが、追放後、手稲に土地を買い、そこに居住するとともに、二反歩ほどの畑に馬鈴薯をつくり、でん粉の製造をしていた。二四年にでん粉が統制種物にされた時、「道庁への交渉のための元村長の経歴を買われ」北海道澱粉協同組合連合会の専務理事になつた。彼とG氏とは彼が戦時中彼が愛国婦人会北海道支部の主事となつた時、その仕事を通じて知り合いになつてゐた。村長に出たいがというG氏の申し出を受け、彼はG氏応援を約束するとともに、自らも村会議員として立候補することになった。彼らには元官選村長としての自負があつた。「任免制の村長は方が一住民の投書でもあれば、上から調査に来て、何かあれば首切り、左遷ということになるから、ともかく神様みたいにやっつていかなければならない。だから選挙の時だけ勝てばよ

い村長とはわけがちがう。」

H氏の他にG氏支持で積極的に活動した人の多くは、G氏の手稲村長時代以来の知り合いで、彼と「性格的に仲のよかった人たち」であり、A氏の村政に日ごろから不満もっていた人たちがあつた。むしろ、これらの人たちの日ごろの村政談義の中からG氏とH氏の立候補が生まれたといつてよいかもしれない。

これらの勢力に加え、社会党手稲支部がG氏を推薦することになった。後述するように、社会党支部では、この時の村長候補推薦問題をめぐつて創設時のメンバーの一部が脱党するという事態が生まれた。社会党と元官選村長という一見奇妙な組合せは、手稲社会党にとってはそれ程不自然には感じられていなかったようである。ともかく社会党の推薦候補を決めることによって、結成間もない社会党の存在を示すことが必要だったかもしれない。「保守がAを推すなら、革新はGを推す」というわけである。加えてG氏は土着エスタブリッシュメントに対する一定の批判をもって立候補した。社会党にとっては、この選挙戦は「A氏と旧勢力に対する第一回の反対派結集」として意味づけられることになった。

これに対するにA氏支持で最も積極的に活動したのは、「凡頭

会」であつた。「凡頭会」の由来は、昭和一六年にさかのぼる。戦

時中の青年団活動の幹部が団の「停年制」のため、二五才で団活動から離れなければならなくなった時、「このままわかれるのは、おしい」と気の合った連中九、一〇名で、昭和一六年一月「実践会」なるものをつくつた。「卒先して人のためにつくす」ことをモットーに、朝六時に起き、神社に集まり、ノリトを習つたり、社庭の掃除、整備などの仕事をしていく。会の始まる前には教育勸語をよみ、それは今日も続けられているという。太平洋戦争が始まった頃、皆ぼう頭になろうと短髪した、それにちなんで会の名も「凡頭会」にあらためられた。戦争が激しくなるにつれ、会のメンバーの多くは出征したが、戦後復員し、手稲に戻つて来たメンバーで再び会が継続されることになった。「同志的な結びつきが出来る人」ということで会員数は九名に限定され、死亡、転居等で欠員が出来た時、会員全員の同意がある限り、新会員を補充した。「同志的な」というのは「兄弟的」兄弟よりも血が濃い」ということだと、一会員は会員相互の親密さを述べている。会員数の九にちなみ、毎月九日に会合が開かれた。家族相互の交流あるいは、家族のものに自分たちの考えをも知ってもらうためという考慮から、会合は各自の家でもち廻りで開かれた。「戦後は

常に町の状況を把握できるように町政一般について意見を交換し、その後一杯飲む会になった。」この会は、昭和二年戦後初めての村会議員選挙の時、「村議を一人くらい出したらどうか」ということで、会員の一人を村会議員に立候補させ、当選させていた。また社会党手稲支部結成の際には、A氏の意向を受け、会のメンバーの数は、それに重要な役割をはたし、三名が社会党員となつた。二六年選挙で社会党がG氏を支持した時、彼ら三名は「約束がちがう」と脱党した。前述したD氏は古くからの会員の一人であるが、古くからの会員で手稲生れの人は少ない。彼らのうち職業を確認出来るのは六名であるが、四名が会社社員、一名は村の助役、一名は旅館経営者である。彼らは村の有力者の子弟ではなかったが、姻戚その他のパーソナルな関係あるいは消防団活動等を通じ村の古くからの有力者層と接近していた。二三年の村会議員選挙の終った時、凡頭会のメンバーである候補者を応援していた一人が入会した。寒屋をしていた彼の家は村で最も古い商店の一つであり、彼の父は進昭会のメンバーであり、戦後最初の村会議長であった。その後、ややおくれて、前述のC氏ともう一人の村会議員I氏が入会した。I氏も村で最も古い商店の主人で、C氏と同じ二代目の進昭会メンバーであった。他方、凡頭会の会員

のうち二名が進昭会の新会員になった。やがて、A氏も会の特別会員となり、会合で村政について村長A氏に意見を具申するようになった。かくして、「凡頭会は、以前の進昭会のような役割をはたし」進昭会の「二軍的存在」になった。農村地区から出てくる一議員は凡頭会とA氏について次のように語っている。「A氏は凡頭会の仲間のうちだけでものごとを決めてしまう。具体的にこの問題がそうだというのではなく鬱屈気がそうだった。私はどちらかといえば与党だったが、そういうやり方にはあきたらなく思っていた。そういう意味での批判は他の人ももっていた。」「陰で町議會を動かしている」「A氏の側近グループ」という見方は、A氏の批判者達のかなり一般的な評価である。確かに、会の一メンバーが明言しているように、「凡頭会は村(町)長選挙の実際の主体であった」といえるかもしれない。しかし、△外部者▽は△組織▽を実際にそうであるよりもよりリジットなものとして表象しがちであるかもしれない。会のメンバーによれば「会合ではきいたんのない意見を各自が出して、それについて俺はこう思うという意見をきかせてもらうことはあるが、まとまった意見とか結論、決定のたぐいは出さない。会として会員を規制するようなことはない」という。

進昭会、凡頭会が下手稲、特に軽川の人々を中心にしてつくられたグループであるのに対し、上手稲にも進耕会という類似のグループがつくられた。進耕会がつくられた時期は、会のメンバーによって二四、五年頃という人もおり、また二六年選挙以降という人もおりはつきり確認出来ない。いづれにせよ、進昭会、凡頭会と異なり、戦後になってからつくられたものである。会員は八名であるが、全て西野方面(西野、平和、福井)の富裕な農家である。二三年一月に選挙された農業調整委員十八名のうち、三名がこの会のメンバーになった。また六名は二六年から四一年までの間少なくとも一期農業委員の経歴をもっている。二四年四月より今日にいたるまでの上手稲農協の組合長もこの会のメンバーである。八名のうち半数の四名は、二二年に村会議員となり、その後さらに二名が議員となっている。A氏はこの会の名づけ親であり、特別会員となり年に一回位会合に出席するが、彼がこの会に係る以前に、すでにこの種の集まりがあったという。年に四、五回集まり、西野方面の農業問題に関する話が話題の中心になるが、選挙の時には、会員である村議候補者の間で一種の地盤協定のようなこともなされるという。A氏が出席する時には、彼が「町づくりのための話題提供者になり」、町長に対する町政上の種々の

注文も出る。会の一メンバーは、進耕会を「町政をかたる会」であるといっている。進耕会が二六年村長選挙の時にすでに存在していたかどうかは前述したように確認出来ないが、会のメンバーになる人々が西野方面におけるA氏支持の活動の中心にあった。村を二分した村長選挙のそれぞれの支持層の特徴についてはさまざまにいわれている。候補者G氏によれば、「部落ごとにどこが多いということはあまりなく、全体として半分ほどの支持があった。特に山口地区は自分の支持が強かったと思う。手稲の中間階級以上はA氏支持、それ以下が自分の支持である。」山口地区の一議員によれば「G氏支持は比較的新しく村に来た人たち。A氏支持は古くからいる人たち。A氏は古いノレンを持っていて、古くからいる人になじみが多いから。農家は古い考えをもっている。これもA氏支持。市街地(軽川)が特に両派に分かれた。」東地区から出ている一議員によれば「金山、軽川はいくぶんG氏が多いが、西野、平和、福井はA氏が多い。東はほぼ半分くらいだったろう。概して農村はG氏につかなかった。それは戦時中、村長時代G氏が供出米で強権を発動し、強引にやった記憶があったからだろう。」A氏自身によれば「市街地では激戦だったが、農村部ではおおよそ八対二くらいで自分の方がよかったと思う。」

A氏対G氏のこの村長選挙が何をめぐって対立したかは、少なくとも今日では、それぞれの派の（人脈）ほどに、はっきりしていない。上述したように、G氏自身によれば、この時すでに札幌との合併問題が一つの争点になった、少なくとも彼自身は一つの争点として提出したというが、インタヴューの時点でこれが問題になったという人は誰もいない。むしろ数人の人は、当時の状況からそんなことはあり得ないとはつきり否定している。A氏によれば、彼は町制施行を訴えたというが、それも確認し得る人はほとんどいなかった。現在多くの人々が知っているのは「A氏は村で生まれ、村に育って、村を愛することでは人後に落ちない。ヨソ者のG氏は村を知らない。」A氏は村長としての経験が浅く、行政に慣れていない。G氏は長い間村長としての経歴がある。A氏は商人で計算高く、村政に私情を入れる。ガラス張りの村政をやる。」といった調子の対立である。公約なんてものはない、両方とも悪口ばかりいい合っていたに過ぎないと酷評する人もいる。

四月二三日の投票の結果、A氏が二、五九〇票、G氏一、七九九票、およそ三対二で戦いはA氏の勝利に終わった。

この村長選挙の一週間後に行なわれた北海道知事選挙には、社

会党公認で現職の田中敏文と自由党、民主党、農民協同党の三党の推薦の黒沢西蔵との二人が立候補し、四年前の決選投票の際を上まわる保守対革新のし烈な選挙戦が展開された。接戦の結果、五四・〇%の得票率を獲得した田中が再度保守系候補を打ち破り、革新知事の座を守った。

手稲村では、田中候補は二、〇七四票（得票率五五・六%）を獲得し、得票率はわずかながら前回と同様、全道平均を上まわった。社会党公認知事候補と手稲社会党に推薦されたG村長候補の得票を比べると、後者が二七五票少なかったことになる。

この二六年以降の三回の町長選挙においても、いずれもA氏に対する対立候補が立ったが、対立候補は三期とも同一人で軽川の呉服商であった。しかし、本人自身が認めているように、選挙はA氏の独走に対する批判票の存在を示す機会をつくるという意味でしかなかった。A氏の陣営では、二六年以降は当選が確実だとして町長選挙には積極的な運動をしなかった。「選挙運動をやらなければ、怠慢にみえるというのでやった程度」であった。次表に示したように三回の町長選挙の得票結果から、A氏の町政に対する批判票が依然として根強く底流としてあったと推察されるが、この二六年選挙以降次の三〇年選挙までの期間にA氏の町政

に関するリーダーシップは一層、安定したものになったといえよう。

村(町)選挙の得票

	二六	三〇	三三	三八年
A 氏	二、五〇	三、四四	四、〇〇	六、〇五
対立候補	一、七九	一、二九	一、八六	一、六三

四 町制施行をめぐる争い

手稲村は、昭和二六年一月一日、第二期A村長時代に町制を施行することになった。しかし、町制施行の試みはこの時が始めてでなく、三年前の二三年に施行の認可直前に挫折したことがあった。

二三年九月二四日の道議会において、雄武、手稲、苫前の三村を村から町に件が知事提出の議案として提出され、同日の道議会総務委員会において、この三村の町制施行に関して審議がなされた。町制施行のための委員会資料には、「町としての要件に関する条例」の七に⁽¹⁾関連して、手稲村については「議会の運営は円満にして理事者との対立もなく、供出の成績も優秀にして×××は支庁官

内第一の完納で知事表彰旗を受領した。又貯蓄納税の実績も優秀にして町としての自治能力も充分と認められる」とされていた。

委員会において、特に手稲村がとりあげられ、町制施行に関して村内に意見の不一致があるのではないかと、二・三の危惧が表明されたが、結局、全員異議なしで、この件を可決した。ところが、二七日「手稲村会議員二名と住民代表四名が道地方課および道議会を訪れ、村財政の現況と無方針な町制施行に反対する陳情」がなされ、直ちに同日の道議会で「村に反対があるので再調査を行なうため」知事提案が撤回されることになった。⁽²⁾かくして、同時提案されていた上記三村のうち手稲村だけは、町制施行を見送られることになった。

地方自治法第八條三項により、村を町とするためには、村議会の議決を必要とすることになっているが、この時の町制施行の村議会議決がいつの時点で、どのような討論の後なされたかを確認することが出来なかつた。当時の助役D氏によれば、町制施行の議決は、すでに敗戦直後二十一年戦時中からの旧議員からなる議会で満場一致で議決されていたものであるという。他方、手稲町誌によれば、⁽³⁾昭和十三年四月二三日招集の第三回村議会において村長A氏から町制施行について提案があったが、時期尚早として

これを否決しているとなっている。

反対したのは農家の人たちが多く、彼らは反対署名運動を行ない二〇〇名ぐらいの署名を集めたという。この署名をもって道議会と道地方議に陳情に出かけた上記二名の村会議員のうち一人は東地区から出ている最長老議員F氏であった。反対運動の推進者の一人によれば、反対理由は「町になれば町としての体面をととのえるためのいろいろの施設が必要となるから村財政のもちだしが多くなり、結局、村税が高くなるだろう。町にして恰好ばかりよくしてどうなるのだ」というものであった。

手稲村とともに町制施行を提案された雄武、苫前の両村と手稲村との税賦課額、一般会計経常部歳出予算額（いずれも昭和三二年度）について比較すると次の通りである。

	国・道税		村税		計
	賦課額 (千円)	一人当 賦課額 (円)	賦課額 (千円)	一人当 賦課額 (円)	
手稲村	六、六三	六五	一、七〇	一五	八、三三
雄武村	五、八六	七三	二、〇五	二六	七、九三
苫前村	五、五四	五五	二、三九	三六	七、九三

一般会計経常部歳出予算額及び公債未償還額

	歳出予算		公債未償還額	
	総額 (千円)	一人当 額 (円)	総額 (千円)	一人当 額 (円)
手稲村	四、三五	五三	六、六	六二
雄武村	八、九〇	四三	二、四四	三六
苫前村	六、〇六	六三	一、二七	三三

手稲村は、国・道税の一人当り賦課額では、苫前村よりも高いにもかかわらず、村税は三村のうち最も低い。歳出予算は、総額一人当りについても三村のうち最も少なく、財政規模が小さいが公債未償還額も三村のうちで最も少ない。つまり、両村を比較する限り、手稲村が村財政のうえで特に困難な状況におかれていたとはいえない。しかし、町制施行反対運動の背景には、前述した三菱手稲鉱山事業の大巾縮小にともなう村の沈滞的な状況がはたらいっていたかもしれない。人口は昭和二〇年一、二五〇〇、二一年一、一九〇〇、二二年一、〇九〇〇、二三年一、〇四〇〇と次第に減少少していっていた。

さらに昭和二二年一二月に制定された警察法による自治体警察制度は、手稲における町制施行の動きに大きな障害になったとい

う。警察法によって市及び人口五千以上の市街的町村はそれぞれの市町村の財政負担によって自治体警察を維持しなければならなくなつた。北海道では六四町二村が市街的町村として内務省から選定されたが、当初においては一部に財政的理由から設置を回避する向きもあつたが、大勢は積極的かつ好意的にこれを受け入れた。しかし、新制度実施につれて、主として警察費をめぐる財政的理由から、自治体警察に対する消極的態度が顕著になつてきた。手稲村においても、「町制施行になれば自治体警察をしょいこまなければならなくなる」という憂慮が強くあり、これが町制反対論の一つの論拠にもなつたという。A村長自ら語るところによると、彼自身は、これらの抵抗を説得してまで町制施行をしようという積極的な態度を持つていなかったという。しかし、実際には、町制施行が直ちに自治体警察の設置にはつながつたとは言えない。上記の内務省による市街的町村の選定以後、二六年五月の警察法の一部改正までの期間に、村から町になつたものは北海道で二三あるが、そのいずれも新たに自治体警を設置してはいない。ともかく、A村長によれば、市街的町村においても住民投票によつて自治体警察を維持しないことが出来るとする警察法の改正案が、二六年五月に政府によつて国会に提出されるといふ状況の変化を見

て、彼はもはや障害はなくなつたと再び町制施行にふみだすことになつたのだという。

二六年六月四日の第三回村議会においてH議員から手稲を村から町にする提議が出された。上記したように、彼は一カ月前の村長選挙においてG候補を支持した元官選村長である。彼によれば、村長の町制施行の方針に対しては、税金が高くなるという前と同じ理由で議会の中でもかなりの反対があり、いわゆる村長派議員の中にも無言で抵抗していたものがあったという。彼は村から町に変更になつても、そのことによつて特に税金が高くなるというわけではない。この際、町制施行にふみきるべきだという立場をとつた。しかし、議員の多くがまだまだ知識の不足から町制施行について危惧の念を持つてゐる事態をみて委員会にかけて、もっと内容をよく研究してみようと提案したのだという。この提案は満場一致で採択され、以後、総務委員会で審議されることになつた。この間議会の外で再び町制施行の反対運動が強力に展開され、民主懇話会という反対運動の組織がつくられ、またも反対署名運動が行なわれた。民主懇話会の会長は村の開業医、幹事長は札幌に店をもつ貴金属御商、いずれも一カ月前の村長選挙の時のG候補支持の中心になつた人であつた。そして副会長には、G氏自

身がなっていた。また八月の第四回村議会には、社会党手稲支部から町制施行反対の請願が提出された。つまり、今回の町制反対運動は、村長選挙で敗北したG氏支持派の人々が中心となったもので、その意味では、選挙戦の対立の継続でもあった。第三回村議会で町制施行の提議をしたH氏は、一月前の村議選で彼の支持の中心となつて動いてくれた人々の多くが町制の反対の立場をとつており、彼はその意向を無視した行動をとつたことになり、つらい立場に立たされたという。反対運動に対抗して町制施行支持者も町制施行の署名運動を行ない、また議会に対して促進のため請願を提出した。他方A村長は、元議員である部落の長老に対し町制施行の協力を求める働きかけを行なつた。

村政への忠言役として村に協力の歩みをすすめる前議員の集まり、元議員会はさる一二日午後一時から議事堂で懇談会を開き、開村八〇周年記念行事の開きかた、町制施行の諸問題等につき卒直に意見を述べ合った。町制施行については出席者全員がすでに時期の致達していることを認め、急速に準備をとり進めるよう同意見で一致をみるにいたつた。

出席したものはA村長と議長、副議長に加え、元議員一八名である。A氏によると、この元議員会というのは、町政の概要を説

明し、それに協力してもらおうという目的で、年にほぼ一回開かれたという。始められた時期は確かではないが、ほぼ二六年頃からというから、町制施行に関するこの会が、あるいは、その最初であつたかもしれない。幾度かこの会が開かれているうちに村議会でも、それが公認となり、経費の幾分かを議会でも負担するようになったという。

こうした中で一〇月一二日の第六回村議会において、総務委員会の賛成報告が議決され、町制施行が知事に対して申請されることになった。しかし、それによつても、反対運動は終熄せず、再び舞台は道議会にうつされることになる。

一〇月二六日に開かれた第五回定例道議会で「枝幸郡頓別村、常呂郡訓子府村及び札幌郡手稲村を町とする件」が知事提出の議案として提出され、直ちに総務委員会に附託されたが、それ以前の総務委員会においてすでに手稲村の町制施行については、特に慎重な検討がなされていた。即ち一〇月一六日の総務委員会で、手稲村の町制施行の実施調査を翌一七日に行なうことが決められ、一〇月二〇日同委員会では、G氏から町制施行反対の陳情を聴取、この問題について各委員間で意見の交換がなされた。次いで一〇月二四日実地調査委員より理事者側、反対者側、及び村

議を含む一般村民の三者とそれぞれ個別に会見したが、賛成側、反対側の調整は困難である旨の報告があった。翌二五日委員会は再度賛成側代表として村長と反対側代表G氏のそれぞれからの陳情を聴取することになった。A村長の陳情の要旨は、「手稲村は、軽川駅を中心として発展し、近時、札幌・小樽の住宅地及び工場地として人口が逐年増加し、各種大小工場は三〇余をかぞえる外官公、学校教育施設も完備され、将来益々発展せんとしている状況にある」というものであった。

反対の陳情書に署名した一、三四二名を代表したG氏の陳情の要旨は「町制施行に対しては村民の多数の反対論があり、これを決行することによって村民の諸税は過重負担となり、且つ経済力は勿論文化施設、交通等が全く省りみられない状況にあり、町制を施行するにはまず経済力の充実を図り、村内全ての施設を改善し、他町村に比肩しうる状態になった上で施行するのが妥当である」というものである。この陳情を聴取した後、委員会は賛否の決定は議会より当議案を附託されてからにすることとし、ただ町としての資格の有無について各委員の意見を語ったところ、資格については異議なしと全員によって認められた。そして翌二六日道議会より附託された議題として全員異議なく、手稲村の町制施行

に賛成、直ちに同日の本会議で総務委員長報告通りに原案が可決されたのであった。⁽¹⁸⁾

一月三日、文化の日、手稲町は開基八〇周年とともに町制施行の記念式典を盛大に挙行政した。この日は、また戦時中二級町村のふがいなさをなげた村長A氏の念願達成の日でもあった。

(1) 本稿は昭和四二年から四四年にかけて、手稲の元町長を始め各方面のリーダー層五〇数名を対象に行なったインタビューの結果を、いわゆる「ヘイスタヴリッシュメント」の側を中心にまとめたものである。〈革新社会党〉の側については、阿部が執筆する予定である。長時間にわたるインタビューにご協力下さった方々に心より感謝の意を表す。手稲町誌(昭和四三年発行)を別にして文書資料が少なく、特に残念なことに議会議事録をほとんど利用することが出来なかった。なお、戦後農地改革が手稲の「政治」に与えた影響については、本稿でふれることが出来なかった。

戦前の手稲及び戦後の人口、産業については、小川晃一、蓮池稜「札幌市郊外地区(手稲)の政治意識調査(1)」(北大法学論集二〇巻二号)を参照。

(2) 明治三五年二級町村に指定され手稲村は、戦後の自治体改革にいたるまで二級町村として、村長は公選されず、北海道庁長官によって任免された。昭和一八年二級町村制が

廃止され、新たに指定町村となったが、それは名称の変更だけであり、制度的特質には変化がなかった。二級町村Ⅱ指定町村は、その消滅寸前、昭和二年九月には、全道二六二カ町村中、ほぼ半数の一二九カ町村を数えていた。北海道の二級町村Ⅱ指定町村の制度的特質については、清水昭典「戦前における北海道自治制の後進性とそれからの脱却過程」(新しい道史「八巻四号」)を参照。

(3) 決選投票における田中の得票は、第一次投票における田中と長谷の合計得票五〇八、二八〇より四七、五八二票多く、逆に有馬の得票は、第一次投票における有馬と苦米地の合計得票五六三、六五〇より八六、九二一票少なかった。つまり、田中の勝利は第一次投票における苦米地の票のかなりが決選において、田中にまわった結果と推定される。

(4) 以上の長官選挙に関する記述は、山本絃照「北海道選挙大観」(昭和二年)を参考にした。

(5) 食糧庁「食糧管理史各論Ⅱ」(昭和四五年)九二―一〇二頁。

(6) 手稲町誌一三八一―一三八二頁

(7) 「手稲村報」(二四年八月一〇日)

(8) 仲新「日本現代教育史」三二〇―三二七頁参照

(9) 手稲町誌一六四九―五〇頁

(10) 手稲町誌一六五一頁

(11) 昭和三年三月一七日施行された「町としての要件に関

する条例」は七つの要件を挙げているが、その七は「商工業その他都市的業態に従事する者及びその者と同一世帯に属する者の数が最近五年間において増加の傾向にあり、且つ将来町として発展すべき要件を有すること」とあり、このうち後段の「将来町として発展すべき要件」の一つとして「住民の愛郷精神と自活能力について」の項目で本文に示したことが記されている。

(12) 北海道新聞昭和三年九月二八日

(13) 手稲町誌三一七頁

(14) 自治体警察を設置する市街的町村とは、人口五千以上で①中心市街における連戸数が全戸数の三五%以上を占めること②商工業その他都市的業態の戸数が全戸数の三五%以上を占めること③ただし人口著しく多い場合、または右のいずれかが特に高率の場合は、その一方を二五%程度まで引下げることが出来る。

(15) 北海道警察史(三)(昭和四三年)六三八頁

(16) 二二年自治体警察発足以後、北海道で新たに設置された自警は、二四年上砂川町が砂川町から分町したのに伴い誕生した上砂川町警察署だけである。(北海道警察史 六八一頁)

(17) 手稲村報²⁰(二六年七月一五日)

(18) 北海道議会議事録